

東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。